

○10か月児健康診査事業実施要綱

平成8年4月1日

(総則)

第1条 母子保健法(昭和40年法律第141号)第13条の趣旨に基づき、乳児の健全な育成を図ることを目的とし、10か月児健康診査事業(以下「事業」という。)を実施する。

(対象者)

第2条 事業の対象者は、市内に住所を有する生後10か月から12か月までの乳児（以下「該当児」という。）とする。

(実施機関)

第3条 事業は、市長が医療機関と協議してその実施を委託することにより行う。

(委託業務)

第4条 前条の規定により委託を受けた医療機関(以下「委託医療機関」という。)は、次の業務を行うものとする。

(1) 一般健康診査

(2) 育児指導

(受診手続等)

第5条 該当児には、保護者あてに10か月健康診査受診券兼記録票（第1号様式）（以下「受診券兼記録票」という。）を交付し、委託医療機関に提出して受診するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、該当児が委託医療機関以外の医療機関において健康診査を受けた場合は、該当児の保護者にその費用を助成するものとする。

3 生後10か月から12か月までの乳児が本市に転入したときは、第1項の規定に準じて受診券兼記録票を交付するものとする。

(費用の助成等)

第6条 前条第2項の規定による健康診査の費用の助成を受けようとする者は、該当児が健康診査を受けた日の翌日から起算して1年以内に、10か月児健康診査費用助成申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

(1) 健康診査の費用に係る領収書

(2) 受診券兼記録票

(3) 母子健康手帳の写し

(4) 振込先となる金融機関の口座がわかる書類

2 市長は、前項の申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、10か月児健康診査費用助成決定通知書により通知するものとする。

(守秘義務)

第7条 委託医療機関は、受診者のプライバシー保護に最大の配慮を払うものとし、診察等により知り得た情報をこの事業の目的以外に利用してはならない。

(健康診査の結果に関する審査)

第8条 市長は、健康診査の結果に関する審査を一般社団法人横須賀市医師会(以下「医師会」という。)に委託して行うものとする。

2 医師会は、毎月、前項に規定する審査の結果を審査報告書(第2号様式)により、市長に報告するものとする。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

第2号様式(第7条第2項関係)

審 査 報 告 書

年 月 日

(あて先)横須賀市長

所在地
名 称
代表者



10か月児健康診査の結果に関する審査を次のとおり報告いたします。

審 査 区 分		審 査 件 数
10 か 月 児 健 康 診 査	異 常 な し	件
	要 精 密 検 査	件
	要 治 療	件
	そ の 他	件
合 計		件

備考 氏名を署名した場合は、押印を省略できます。

第1号様式(第5条関係)

第2号様式(第7条第2項関係)